

# 横浜市一般廃棄物処理実施計画

横浜市報定期第163号 別冊

## 一般廃棄物処理実施計画

### 1 目的

一般廃棄物処理実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成4年9月横浜市条例第44号。以下「条例」という。）に基づき、横浜市の一般廃棄物の処理に関する事業計画を単年度ごとに定めるものである。

### 2 計画期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

### 3 一般廃棄物処理計画

#### (1) 処理計画量

ア ごみと資源の処理計画量（家庭系のごみ量と資源化量及び事業系のごみ量）：約 105.3 万トン

イ し尿等処理計画量（し尿及び浄化槽等汚泥）：約 33,868キロリットル

#### (2) 重点的な取組

ア 温室効果ガスの主な排出要因である、プラスチックごみの焼却量削減に重点的に取り組む。特に、プラスチックごみの分別・リサイクルを着実に進め、脱炭素化に向けた市民一人ひとりの行動変容に向けた取組を加速する。

(ア) プラスチック製容器包装に、新たにプラスチックのみでできた製品を加え、「プラスチック資源」として収集を開始する。10月から9区で、令和7年4月からは全18区で実施する。

(イ) 様々な手段・媒体を通じた広報啓発や環境学習を通じて、新しい分別ルールの理解促進や脱炭素化に向けた市民の行動変容につなげていく。

(ウ) 事業者による自主回収や店頭回収の取組状況の発信をはじめ、発生抑制・リサイクルに向けた事業者への働きかけや支援を行う。

イ ごみ出しの支援やごみ処理手のデジタル化、まちの美化対策など多様な市民ニーズに着実に対応するとともに、安定したごみの収集・運搬・処理・処分を実施し、市民生活と市内経済を支える。

(ア) 高齢化に伴うごみ出し支援や、申請手続等のデジタル化、近年頻発している大規模な災害への備えなど、多様な社会ニーズに着実に対応する。

(イ) 清潔できれいなまちづくりを推進するため、多くの来街者が訪れる主要駅などにおける地域と連携した美化活動や、歩きタバコ・ポイ捨て防止等の取組を進める。

(ウ) ごみの収集・運搬・処理・処分をいかなるときも着実に進め、市民生活と市内経済の安心安全を支える。

ウ 保土ヶ谷工場の再整備をはじめ、将来を見据えた施設整備を計画的に実施する。また、「環境にやさしいエネルギー」を最大限創出し、市内での利活用を進める。

(ア) 保土ヶ谷工場の再整備や金沢工場の長寿命化対策を進め、将来にわたって安全で安定的なごみ処理体制を確保する。

(イ) 老朽化が進む焼却工場や資源選別施設、し尿処理施設などについて、再整備に向けた検討を進める。

(ウ) 環境にやさしいエネルギー（電気）を最大限創出するとともに、市内100%活用に向けて取り組む。

#### (3) 主な事業内容

##### ア プラスチック対策の推進

(ア) プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大

これまでのプラスチック製容器包装に、新たにプラスチックのみでできた製品を加え、「プラスチック資源」として収集を開始する。10月に9区で、令和7年4月からは全18区で実施する。

収集したプラスチック資源は、市内の中間処理施設（民間施設）において異物を除去して圧縮・梱包し、容器包装リサイクル法に基づく指定法人（以下「指定法人」という。）を通じて再商品化事業者へ引き渡してリサイクルする。

ヨコハマG30プラン以来、約20年ぶりの分別ルールの変更となるため、新しいルールをご理解いただけるよう、丁寧な説明を行う。併せて、プラスチックごみの発生抑制、脱炭素化の取組についてもお伝えしていく。

「ごみと資源物の分け方・出し方」パンフレットの全戸配布、分別検索システムである「横浜市ごみ分別アプリ」や「ミクシヨナリー」等の改修を行う。

(4) プラスチックごみの発生抑制・リサイクルに向けた取組

a 市民の行動変容に向けた取組

ストローやスプーン、フォーク等使い捨てとなるプラスチックを削減するため、SNSや広報紙等で行動を呼びかけるとともに、小売店と連携した啓発キャンペーンを実施する。

市内の専門学校生との連携により制作した広報ツールを活用し、マイボトルやマイボトルスポットの利用を促す。

b 事業者への働きかけ・支援

廃棄物処理業者との情報共有・意見交換等により、プラスチックごみの排出状況を効率的に把握し、排出事業者への立入調査や講習会等を通じた発生抑制の働きかけを実施するとともに、ペットボトルの水平リサイクルといった事業者の新たな取組に対して支援を行う。

製造・販売事業者による自主回収や店頭回収・リサイクル等の取組に市民の皆様が参加協力いただけるよう、新たに各事業者の取組状況をウェブサイトで発信する。

地域メディアと連携して、テレビ、新聞、ウェブサイト等を活用し、企業・団体のプラスチック削減の取組について発信する。

## イ 食品ロス削減の推進

(7) 価値観の醸成ときっかけづくり

未就学児や小学生を中心に、ゲーム要素を取り入れた学びや野菜の栽培・収穫体験など、楽しみながら学べる出前教室を実施する。

10月の食品ロス削減月間や季節行事に合わせ、集中的な広報・啓発や小売店店頭などでのイベントを実施する。

市内の企業や団体に対するフードドライブの実施に必要な物品の貸出しや市内で実施しているフードドライブ情報を発信する。

(4) 場面に応じた実践行動の推進

適量購入の呼びかけや食材の上手な保存方法など、日常生活の中で手軽に取り組める行動を働きかける。

余りがちな食材を活用したレシピコンテストの実施や学生が考えたレシピを活用し、啓発を行う。

(7) 事業者等との連携・共有

食品廃棄物の排出量が多い製造事業者に対し、新たに実態調査を行い食品ロス削減の取組を求めていく。販売事業者に対しても、引き続き食品ロス削減を働きかけていく。

食べきり協力店の登録拡大や利用促進を図り、飲食店等における食品ロス削減を推進する。

ナッジの考え方・手法をまとめたリーフレットや動画を活用し、飲食店や小売店におけるナッジを活用した取組を進める。

。

フードシェアリングやフードドライブなど、食品ロス削減に意欲的な事業者の取組の発信や先駆的に取り組む事業者等を表彰する。

事業者や国際機関等と連携した食をテーマとしたイベントや環境学習を実施する。

(e) 生ごみの減量・リサイクル

講習会の実施や動画の活用など、土壌混合法を取り組むきっかけづくりを進める。

地域で生ごみのリサイクル活動を実施していただく団体を支援するため、活動に必要な物品を支給する。

## ウ 環境学習・普及啓発の推進

(7) 環境学習の推進

a 子どもたち(未就学児・小学生・中学生)への取組

保育園・幼稚園・小学校で、ごみの分別・リサイクルのゆくえを学ぶ出前教室や収集車を使った収集体験などを行う。

市内の小学4年生を対象に、焼却工場・資源選別施設・最終処分場などにおいて社会科見学の受入れを行うとともに、授業の学習補助教材として副読本を配付する。

分別や3R、まちの美化につながる行動へのきっかけとするため、小・中学生を対象としたポスターコンクールを実施する。

b 若者・大人への取組

「環境学習プログラム」を活用し、高校生・大学生をはじめとした様々な世代を対象にした環境について学ぶ機会を提供する。

プラスチック対策や食品ロス削減等をテーマとした出前教室を開催することで、ごみの分別や発生抑制の取組を促し、脱炭素化や「GREEN×EXPO 2027」の機運醸成につなげる。

(イ) 普及啓発の取組

a 対面での普及啓発

地域での説明会の実施や小売店の店頭、区民まつりや工場啓発イベント等を活用し、対面による啓発を実施する。  
本市に転入される方には、区役所での転入手続時に関連資料を配付するなど、対象者に合わせた啓発を実施する。  
在住外国人に対しては、国際交流ラウンジなどの関係機関と連携し、日本語教室や外国人コミュニティでの説明会、インターナショナルスクールでの出前教室を実施する。

b デジタルを活用した普及啓発

動画投稿サイトやSNSを活用し、デジタルに慣れた方向けの広報啓発を実施する。  
分別検索システムである「横浜市ごみ分別アプリ」や「ミクショナリー」等の利用を促す。  
在住外国人向けに英語、中国語に加え、新たに韓国語に対応した「ミクショナリー」を開設する。

エ 多様な社会ニーズへの対応

(7) 高齢化やごみ出しに関する課題への対応

a 集積場所の適切な維持管理への支援

ごみ出しマナーの徹底や小動物によるごみの散乱など、地域だけでは解決することが難しい課題を抱えた集積場所について、地域と協働し、集積場所の環境改善に取り組む。

b ふれあい収集等の着実な対応

ごみ出しが困難なひとり暮らしの高齢者や障害のある方々を対象として、玄関先等からごみを収集する「ふれあい収集」や敷地内又は屋内まで入って粗大ごみを収集する「持ち出し収集」について、高齢化の進展などによってニーズが増加する中でも着実に実施する。

c いわゆる「ごみ屋敷」問題への対策

物の堆積による不良な生活環境の解消を図るため、区役所や健康福祉局と連携しながら、「ごみ屋敷」の解消や再発防止に向けた取組を進める。

(イ) まちの美化の推進

a 地域の美化活動の推進

横浜駅周辺やみなとみらい21地区などの美化推進重点地区の歩道清掃を実施する。特に、多くの来街者の玄関口となる横浜駅周辺などでは、「GREEN×EXPO 2027」の開催に向けて、区役所や地域と連携して地域の実情に応じた美化活動を推進する。

市内河川と周辺のポイ捨てごみの現状を環境学習や啓発活動の際に伝えることで、海洋プラスチックごみ問題をより身近に感じていただき、ごみのポイ捨て防止や清掃活動への参加など環境への意識向上を図る。また、ごみ拾い活動SNSを活用して清掃活動の活性化に取り組む。

不法投棄されやすい場所への注意喚起看板の設置や夜間監視パトロールを行うなど、不法投棄・放置自動車等の防止策を実施する。

b 喫煙禁止地区の取組や歩きタバコ、吸い殻のポイ捨ての防止

吸い殻の散乱やタバコの火による市民等への被害を防ぐため、喫煙禁止地区において、喫煙禁止地区等指導員による巡回指導を着実に実施し条例の浸透を図る。

喫煙禁止地区以外の市内主要駅周辺において、健康福祉局と連携し、歩きタバコ・ポイ捨て防止パトロールを実施する。

。吸い殻のポイ捨てや歩きタバコを防止するため、ポスターや看板等の設置により、喫煙ルールの徹底を図る。

c 公衆トイレの維持管理・トイレに困らないまちづくり

市民の皆様が衛生的かつ快適に公衆トイレを利用できるよう、引き続き日常清掃や修繕等の維持管理を行う。

民間事業者と連携した公共トイレ協力店の取組を実施し、市民の皆様が安心して外出できる環境を整える。

(ウ) 災害への備え

a 強靱な処理体制の構築

津波や高潮の発生時においても焼却工場の機能が維持できるよう、沿岸部にある鶴見工場と金沢工場で止水壁の設置や工場敷地内の道路の一部の高さを上げるなどの浸水対策を実施している。令和6年度は、金沢工場の長寿命化対策工事にあわせて、浸水対策工事の設計を実施する。

b 災害時におけるトイレ対策

建替え中の地域防災拠点を除き、令和5年度に下水直結式仮設トイレ（通称：災害用ハマッコトイレ）の整備が完了し

た。引き続き維持管理を行うとともに、地域防災拠点の訓練等において啓発を実施する。

災害時に水洗トイレが使えないときに備えて、家庭でのトイレパックの備蓄について引き続き啓発を実施する。

地域防災拠点等に備蓄している品質保証期間を過ぎたトイレパックを更新する。

(e) 廃棄物分野における国際協力

a Y-PORT事業を通じた支援

ベトナム国ダナン市の廃棄物に関する課題の解決に向け、「JICA草の根協力事業 第2期事業」では、廃棄物管理に関するデータ収集及び活用手法の確立、モデル地区における収集体制の強化や分別活動の実施、各種計画の策定に向けた支援を行う。

b アフリカ諸国・都市への支援

本市は「アフリカのきれいな街プラットフォーム」(ACCP)における研修拠点となっている。アフリカ諸国・都市の行政官に対し、本市やJICA、事業者が連携し、アフリカの廃棄物管理向上に向けた研修を実施する。

2025年に横浜で開催されるTICAD9の機運醸成に取り組む。

c 視察受入れの実施

廃棄物処理施設等における視察受入れや国際会議への参加を通じて、海外向けに本市の廃棄物管理の取組のPRや研修等を行う。

オ 安定したごみの収集・運搬・処理・処分

(f) 家庭ごみの安定的な収集運搬の推進

a 家庭ごみの収集運搬

集積場所に分別して出された家庭ごみの収集運搬を安定的かつ効率的に実施する。

b 粗大ごみの受付・収集

デジタルツールの活用により、市民の皆様が24時間いつでも粗大ごみの収集のお申込みや粗大ごみ処理手数料のお支払いができる環境を提供する。

事前申込なしによる粗大ごみ自己搬入の実証実験結果を踏まえ、令和6年度から本格実施する。

(g) リサイクルの推進

a 資源物のリサイクル

缶・びん・ペットボトルは、市内4か所の選別施設(鶴見、金沢、緑、戸塚)において、品目別に選別・圧縮・梱包し、売却又は指定法人へ引き渡してリサイクルする。

プラスチック製容器包装は、市内3か所の中間処理施設(民間施設)において、異物を除去して圧縮・梱包し、指定法人を通じて再商品化事業者へ引き渡してリサイクルする。なお令和6年10月からは、新たに9区でプラスチック資源の中間処理・リサイクルを実施する。

b 資源集団回収の実施

自治会町内会等の地域の登録団体と回収事業者が契約して行う資源集団回収により古紙・古布等をリサイクルする。また、資源集団回収の安定的な実施のため、登録団体と回収事業者に奨励金を交付する。

4月から新たに資源集団回収オンラインシステムの運用を開始し、登録団体や回収事業者が行う奨励金申請手続等をデジタル化することで、負担軽減・効率化を図る。

(h) 環境に配慮した安全で安定的なごみ処理の推進

a 安全で安定的なごみ処理と施設の維持管理

安全で安定的なごみの処理体制を確保していくため、焼却工場や資源選別施設等の廃棄物処理施設では、法定点検の実施に加え、施設及び機器の劣化状況を把握し、計画的に補修・更新を行うことで施設の安定稼働を図る。

b 南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場の維持管理

最終処分場では、護岸等の定期的な点検と排水処理施設の補修を計画的に実施し、安定稼働を図る。また、市内唯一の一般廃棄物最終処分場である南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場を長く大切に使うため、焼却灰の資源化を実施する。

c 焼却工場・最終処分場の環境測定

焼却工場からの排出ガスや最終処分場からの排水等を測定して環境法令の基準を遵守していることを確認する。また、市民の皆様が安心して暮らしていただけるよう、測定結果をウェブサイトで公表し、これらの施設が適正に維持管理されていることをお知らせする。

(i) 事業系ごみの適正処理

廃棄物の保管や処理に関する届出の審査に加え、事業者が集まる講習会や関係団体等を通じた周知・啓発を行うことにより、事業系ごみの不適正処理を未然に防止する。

焼却工場における搬入物検査や届出内容を確認するための事業所への立入調査、市民からの通報に基づく現地調査を適切に行うとともに、不適正事案に対しては違反者への行政指導・処分を行い、事業系ごみの適正処理の推進に取り組む。

#### カ 将来を見据えた施設整備

##### (7) 廃棄物処理施設の再整備等の実施・検討

###### a 保土ヶ谷工場の再整備

ごみ処理を将来にわたり安定的に継続していくため、保土ヶ谷工場の再整備を行う。令和6年度は、工場新設に係る設計を行うとともに既存工場の解体を行う。

工場再整備時に、燃やすごみの中継輸送機能を確保するため、敷地内に新たな中継輸送施設の建設を行う。

###### b 金沢工場の長寿命化対策

老朽化が進んだ焼却炉やボイラー設備など主要設備の大規模改修を行い、延命化を図る。令和6年度は、焼却炉のプラント工事の契約を行う。

###### c 将来を見据えた廃棄物処理施設の更新

ごみ処理を将来にわたり安定的に継続していくため、老朽化が進む焼却工場や資源選別施設等の廃棄物処理施設の計画的な更新に向けた基礎的な調査、検討を行う。

旧磯子工場の建屋を活用している磯子検認所について、老朽化に伴い、移転に向けた検討を行う。

##### (i) 環境にやさしいエネルギーの創出と地域貢献

化石燃料で蒸気をつくり使用している事業者に対して、ごみの焼却に伴い発生する蒸気（環境にやさしいエネルギー（熱））を供給することで、鶴見区末広地区のCO<sub>2</sub>排出量の削減に取り組む。令和6年度は、蒸気を送るための設備の設計を行うとともに、工事にも着手する。

発電効率が良い工場での焼却を優先することで、環境にやさしいエネルギー（電気）を最大限創出する。

環境にやさしいエネルギー（電気）について、民間事業者や市庁舎・区庁舎等で活用することで、市内での100%利用を継続する。

#### (4) 収集・運搬計画

##### ア 区域

横浜市全域

##### イ 分別の区分と排出・収集運搬方法

###### (7) 家庭ごみ

###### a 行政回収

(a) 燃やすごみ、燃えないごみ、スプレー缶、乾電池、プラスチック製容器包装、缶・びん・ペットボトル、小さな金属類、粗大ごみ、プラスチック資源

	分別の区分		排出方法		収集運搬方法
		説明			
1	燃やすごみ	この表の2から9までの項及び3(4)イ(ア)a(b)古紙及び古布に属さないもの	集積場所（集積場所を利用しようとする市民等が協議のうえ位置を定め、その場所を市に	透明若しくは半透明の袋で、又は透明若しくは半透明の袋に入れふた付きの容器で排出。	週2回、集積場所にて収集（燃やすごみの日に収集。）。（※1）
2	燃えないごみ	ガラス製品（この表の6項に該当するものを除く。）、陶磁器製品、その他焼却しないもの及び蛍光灯、電球	申し出て、市が収集可能であると確認した場所のみとする。）ごと	購入時の箱や新聞紙などで包み、製品名を表示して排出。	
3	スプレー缶	主として金属でできているエアゾール缶（カートリッジ式ガスボンベを含む。）	に指定された曜日の朝8時までに排出。（※	中身を出し切り、透明又は半透明の袋で排出。	
4	乾電池	一次電池のうち、マンガン乾電池、アルカリ乾電池、ニッケル系一次電池、リチウム電池	1）（※2）	透明又は半透明の袋で排出。	

5	プラスチック製容器包装 (※3) (※4)	<p>商品の容器包装のうち、主としてプラスチック製のもの(この表の6項に該当するものを除く。)であって、次に掲げるもの</p> <p>(1) 箱及びケース  (2) 瓶  (3) たる及びおけ  (4) カップ形の容器及びコップ  (5) 皿  (6) くぼみを有するシート状の容器  (7) チューブ状の容器  (8) 袋  (9) (1)から(8)までに掲げるものに準ずる構造・形状等を有する容器  (10) 容器の栓・ふた・キャップその他これらに類するもの  (11) 容器に入れられた商品の保護又は固定のために、加工・当該容器への接着等がされ、当該容器の一部として使用される容器  (12) 包装</p>	<p>中身を残さないようにし、容器を軽くすすぐ又はふいて、透明若しくは半透明の袋で、又は透明若しくは半透明の袋に入れふた付きの容器で排出。</p>	<p>週1回、集積場所にて収集(プラスチック製容器包装の日に収集)。(※1)</p>
6	缶・びん・ペットボトル	<p>商品の容器のうち、</p> <p>缶：鋼製又はアルミニウム製の缶(カップ形のものを含む。)であって、飲食品(飲み薬を含む。以下「飲食品」という。)が充てんされたもの</p> <p>びん：主としてガラス製の①瓶、②カップ形の容器及びコップ、③皿、④①～③に準ずる構造・形状等を有する容器であって、飲食品が充てんされたもの</p> <p>ペットボトル：主としてポリエチレンテレフタレート製の瓶又はそれに準ずる構造・形状等を有する容器であって、飲料、しょうゆ、しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢又はドレッシングタイプ調味料が充てんされたもの</p>	<p>ふた(缶はふたと本体が分離した場合に限る。)やラベルははずして中を軽くすすぎ、缶・びんはつぶさず、ペットボトルはつぶし、缶・びん・ペットボトルを一緒に透明若しくは半透明の袋に入れふた付き容器で排出。</p>	<p>週1回、集積場所にて収集(缶・びん・ペットボトルの日に収集)。(※1)</p>
7	小さな金属類	<p>主として金属でできているもの(以下「金属製」という。)で、一辺が30センチメートル未満のもの(この表の3項及び6項に該当するものを除く。)及びかさの骨</p>	<p>袋に入れずに排出(ただし、細かくて散乱するおそれのあるものは透明又は半透明の袋に入れる。刃物等危険なものは新聞紙などで包み製品名を表示して排出。)</p>	
8	粗大ごみ	<p>金属製のもので、一辺が30センチメートル以上のもの及び金属製以外で50センチメートル以上のもの(かさの骨、蛍光灯、この表の3項及び6項のびん・ペットボトルに該当するもの、3(4)イ(ア) a</p>	<p>次のいずれかの方法による。  (1) 電話又はインターネットによる申込み後、粗大ごみ収集シール(手数料納付済みのもの。)又は、受付番号を記載した紙(電子決済により手数料を納付した場合)を貼付して、指定された</p>	<p>申込みの際に指定した日及び場所にて収集。</p>

		(b)古紙及び古布に該当するものを除く。 。)	日の朝8時までに指定された場所へ排出。 (2) 電話又はインターネットによる申込み後、粗大ごみ収集シール(手数料納付済みのもの。)を貼付して、排出者自らが3(4)エに定める搬入先に搬入。(※5)		
9	プラスチック資源(※4)	プラスチック製容器包装: 商品の容器包装のうち、主としてプラスチック製のもの(この表の6項のペットボトルに該当するものを除く。)であって、次に掲げるもの (1) 箱及びケース (2) 瓶 (3) たる及びおけ (4) カップ形の容器及びコップ (5) 皿 (6) くぼみを有するシート状の容器 (7) チューブ状の容器 (8) 袋 (9) (1)から(8)までに掲げるものに準ずる構造・形状等を有する容器 (10) 容器の栓・ふた・キャップその他これらに類するもの (11) 容器に入れられた商品の保護又は固定のために、加工・当該容器への接着等がされ、当該容器の一部として使用される容器 (12) 包装 プラスチック製品: プラスチックのみでできているもの(広げると50センチメートル以上のもの、厚みがあって固いもの(厚さ5ミリメートル以上)及び感染性のおそれのあるもの並びにプラスチック製容器包装、この表の6項のペットボトルに該当するものを除く。)	集積場所(集積場所を利用しようとする市民等が協議のうえ位置を定め、その場所を市に申し出て、市が収集可能であると確認した場所のみとする。)ごとに指定された曜日の朝8時までに排出。 (※1)(※2)	中身が入っていたものについては、中身を残さないようにし、容器を軽くすすぐ又はふいて、一緒に透明若しくは半透明の袋で、又は透明若しくは半透明の袋に入れふた付きの容器で排出。	週1回、集積場所にて収集(プラスチック資源の日に収集)。(※1)

※1 ふれあい収集における排出方法及び収集運搬方法については、対象者との取決めによる。

※2 集積場所への排出のほか、排出者自らが、ごみが発生した場所に存する区域の資源循環局事務所(北部事務所を除く。)に申込み、1項は3(5)ア(ア)に定める施設のうち燃やすごみの区分に対応した施設、2項(蛍光灯及び電球を除く。)は南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場に搬入することができる。

また、この表の2から7までの項については、排出者自らが、資源循環局事務所(緑事務所、栄事務所及び北部事務所を除く。)、長坂谷ストックヤード(緑区寺山町745番地の45)及び栄ストックヤード(栄区上郷町1,570番地の1)へ持ち込むことができる。なお、この表の9項については、10月から、旭区、泉区、磯子区、金沢区、港南区、瀬谷区、戸塚区、中区の資源循環局事務所及び栄ストックヤード(栄区上郷町1,570番地の1)へ持ち込むことができる。

※3 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)第2条第2項及び第3項に規定する「特定容器」及び「特定包装」のうち、主としてプラスチック製の容器包装(ペットボトル以外のもの。)のこと(ただし、在宅医療により排出されるビニールバッグ類については「燃やすごみ」として排出。)

※4 9項プラスチック資源については、10月から、旭区、泉区、磯子区、金沢区、港南区、栄区、瀬谷区、戸塚区、中区にて5項「プラスチック製容器包装」に代わり適用される。



※5 令和6年度中に実施する、事前申込なしで現地にて手数料を納付しての搬入については、3(4)エに定める搬入先のうち、栄ストックヤードとする。

(b) 古紙及び古布

	分別の区分		排出方法	収集運搬方法
		説明		
1	古紙	新聞、段ボール、紙パック、雑誌・その他の紙(新聞、段ボール、紙パック、雑誌以外の紙)(汚れが著しいもの、銀紙、裏カーボン紙、内側がアルミ張りの紙パック、捺染紙(アイロンプリント用熱転写紙)、感熱発泡紙、ヨーグルト・アイスクリームの紙製容器、カップ麺の紙製容器、洗剤の紙製容器、石けんの個別包装紙は除く。)	新聞、段ボール、紙パック、雑誌・その他の紙を種類ごとにまとめ、ひもでしばって排出(その他の紙で大きさの揃わないものや、細かいものは、紙袋又は透明若しくは半透明の袋に入れて排出。)(※6)	指定した日時及び場所にて収集。(※7)
2	古布	主として繊維でできている製品(衣類、シーツ、毛布、カーテン、タオル、ハンカチ、タオルケット、布団カバー(汚れや破れのあるもの、綿入りのものは除く。))	透明又は半透明の袋で排出。(※6)	指定した日時及び場所にて収集。(※7)

※6 排出者自らが、資源循環局事務所(緑事務所、栄事務所及び北部事務所を除く。)、長坂谷ストックヤード(緑区寺山町745番地の45)及び栄ストックヤード(栄区上郷町1,570番地の1)へ持ち込むことができる。また、段ボールを除き、排出者自らが、各地域に設置されている資源回収ボックスに持ち込むことができる。

※7 ふれあい収集における排出方法及び収集運搬方法については、対象者との取決めによる。

(c) 小型家電及び水銀式の体温計・血圧計・温度計

	分別の区分		排出方法	収集運搬方法
		説明		
1	小型家電	電気、電池で作動する製品(蛍光灯、電球を除く、30センチメートル×15センチメートルの投入口に入る、長さ30センチメートル未満の製品に限る。)	電池類を取り外し、区役所や資源循環局事務所等に設置されている専用の回収ボックスへ排出。また、金属製の製品は3(4)イ(7) a(a)7項小さな金属類として、その他の製品は3(4)イ(7) a(a)1項燃やすごみとしても排出できる(パーソナルコンピューターを除く。また、二次電池が取り外せないものは、それだけを透明又は半透明の袋に入れて排出。)	適宜収集
2	水銀式の体温計・血圧計・温度計	水銀式の体温計・血圧計・温度計(割れているものを除く。)	購入時のケースや透明又は半透明の袋に入れて、区役所や資源循環局事務所の受付窓口または設置されている専用の回収ボックスへ排出。また、3(4)イ(7) a(a)2項燃えないごみとしても排出できる。	適宜収集

b 資源集団回収

品目	排出方法	収集運搬方法
(1) 古紙類(新聞、段ボール、紙パック、雑誌・その他の紙)	登録団体と登録業者との契約による。	登録団体と登録業者との契約による。(※8)
(2) 布類		
(3) 金属類(アルミ缶・スチール缶(食料用・飲料用))		
(4) びん類		

※8 自然災害等の事情によりやむを得ない場合又はその他市長が必要と認める場合には、市長が収集を行うことができる。

(イ) 事業系ごみ(事業活動に伴って生ずる一般廃棄物)

以下の分別の区分に従い、排出及び収集運搬を行うものとする。なお、排出事業者が収集運搬を他人に委託する場合は、

法第6条の2第6項に従い、一般廃棄物収集運搬業許可業者又は専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者（以下「収集運搬業許可業者等」という。）に委託しなければならない。

	分別の区分		排出場所	排出方法	収集運搬方法
		説明			
1	古紙	新聞、段ボール、紙パック、雑誌、オフィス紙、ミックスペーパー（名刺、封筒、葉書、メモ用紙、付せん紙等の細かな紙類、包装紙、紙袋、菓子箱、割り箸袋、シュレッダー紙など。）（資源化に適さない可能性のあるもの（※9）は除く。）	次のいずれかとする。 (1) 排出事業者自らが運搬する場合は、分別の区分に応じて、3(5)イに記載された施設まで運搬し排出。 (2) 当該事業活動を行う敷地内に排出（3(4)イ(ア)行政回収の「排出方法」	新聞、段ボール、紙パック、雑誌、オフィス紙、ミックスペーパーを品目ごとに分別し排出。	排出事業者自らが運搬又は収集運搬業許可業者等が収集運搬。
2	木くず、生ごみ	資源化するもの（資源化を推奨）	欄において排出場所として使用される集積場所を除く。）。	3(5)イに定める木くず、生ごみの搬入先の指示に従い分別して排出。	
3	可燃性の廃棄物及び不燃性の廃棄物	この表の1項及び2項の分別の区分に属さないもの（別表に記載された廃棄物を除く。）		可燃性廃棄物と不燃性廃棄物を分別して排出。なお、産業廃棄物を混入させてはならない。	
住居に併置する事業所又は福祉関係事務所から排出される事業系一般廃棄物（横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第9条の要件を満たし、同規則第10条に定める届出を行った事業所に限る。）		3(4)イ(ア)行政回収の分別の区分に準ずる。	住居に併置する事業所は、3(4)イ(ア)行政回収の「排出方法」欄において排出場所として使用される集積場所に排出。 福祉関係事務所は指定された場所に排出。	3(4)イ(ア)行政回収の排出方法に準じ、かつ排出時の透明又は半透明の袋に事業所名を明記し、事と表示する。	3(4)イ(ア)行政回収の収集運搬方法に準ずる。

※9 資源化に適さない可能性のあるものとは、金属がついた粘着物のついた紙、汚れが著しい紙、臭いのついた紙、感光紙、ビニールコート紙、ワックス加工品、油紙、防水加工紙、捺染紙（アイロンプリント用熱転写紙）、ターポリン紙、硫酸紙、感熱発泡紙、感熱紙、カーボン紙、ノンカーボン紙、合成紙等をいう。

(ウ) し尿及び浄化槽等汚泥

区分	収集方法
し尿	一般収集：おおむね月2回収集
	臨時収集：申請により収集。（※10）
浄化槽等汚泥	一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた浄化槽清掃業許可業者が浄化槽管理者等の依頼に基づき収集。

※10 臨時収集については、事業活動等に併し設置された仮設トイレを、申請に応じて収集する（手数料の徴収有）。

## (エ) その他

区分	排出方法	収集運搬方法
動物の死体 (遺棄動物の死体に限る。)	—	適宜収集
不法投棄	—	適宜収集
横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生防止を図るための支援及び措置に関する条例(平成28年9月横浜市条例第45号)第6条第2項に規定される不良な生活環境の防止に必要な対応により排出された一般廃棄物及び第6条第3項の規定により排出された一般廃棄物(以下「いわゆる「ごみ屋敷」対策条例に規定された一般廃棄物」という。)	排出者との取り決めによる。	排出者との取り決めによる。
地域清掃、その他	随時排出	適宜収集

## ウ 横浜市が収集しないごみ

区分	品目	排出方法
排出禁止物(条例第30条第1項関連)	特定家庭用機器廃棄物(特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物をいう。以下、同じ。 ) であるエアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機、自動車、オートバイ、FRP船、パーソナルコンピューター(3(4)イ(ア) a (c)に該当するものを除く。)、消火器、大量の自転車、タイヤ(自動車、バイク)、自動車・二輪車用バッテリー、小型充電式電池、ボタン電池、プロパンガスボンベ、高圧ガス容器、ピアノ、廃油、塗料、薬品類、耐火金庫、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第3条第1号ホに規定する石綿含有一般廃棄物(非飛散性のものは除く。)、その他収集及び処理に著しい支障を及ぼすもの	メーカー及び販売店等に相談し、適正に処理。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第1号ホに規定する石綿含有一般廃棄物のうち、非飛散性のもの	排出者自ら又は収集運搬業許可業者等に収集運搬を委託し、南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場に搬入。
一時多量ごみ	収集作業に支障を生じるもの	排出者自ら又は収集運搬業許可業者等に収集運搬を委託し、市長の指定する施設に搬入。

## エ 粗大ごみを排出者が持ち込む場合の搬入先(条例別表第1関連)

搬入先	所在地
鶴見資源化センター	鶴見区末広町1丁目15番地の1
長坂谷ストックヤード	緑区寺山町745番地の45
栄ストックヤード	栄区上郷町1,570番地の1
神明台ストックヤード	泉区池の谷3,949番地の1

## オ 横浜市が処分する一般廃棄物の運搬先として、市長が指定する施設(条例別表第1関連)

施設名	所在地
鶴見工場	鶴見区末広町1丁目15番地の1
旭工場	旭区白根二丁目8番1号
金沢工場	金沢区幸浦二丁目7番地の1
都筑工場	都筑区平台27番1号
南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場	中区南本牧3番の1及び4番の1地先

神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949 番地の 1
鶴見資源化センター	鶴見区末広町 1 丁目 15 番地の 1

カ 一般廃棄物収集運搬業の許可

一般廃棄物収集運搬業の許可については、現在許可を受けている事業者により適正処理が確保されているため、新たな許可は行わない（詳細は、「横浜市一般廃棄物収集運搬業の許可に関する基本方針」のとおり。）。

(5) 処理・処分計画

ア 家庭ごみ

(7) 行政回収

区分	搬入先(中継施設は除く。)		処理方法	
	施設名	所在地		
燃やすごみ、可燃性の粗大ごみ(資源化可能な粗大ごみを除く。)	鶴見工場(破砕物は鶴見資源化センター)	鶴見区末広町 1 丁目 15 番地の 1	焼却	
	旭工場	旭区白根二丁目 8 番 1 号		
	金沢工場	金沢区幸浦二丁目 7 番地の 1		
	都筑工場	都筑区平台 27 番 1 号		
不燃性の粗大ごみ(資源化可能な粗大ごみを除く。)	南本牧第 5 ブロック廃棄物最終処分場	中区南本牧 3 番の 1 及び 4 番の 1 地先	埋立て	
スプレー缶、燃えないごみ	鶴見ストックヤード	鶴見区末広町 1 丁目 15 番地の 1	資源化	
	保土ヶ谷ストックヤード	保土ヶ谷区狩場町 355 番地		
	旭ストックヤード	旭区白根二丁目 8 番 1 号		
	金沢ストックヤード	金沢区幸浦二丁目 7 番地の 1		
	都筑ストックヤード	都筑区平台 27 番 1 号		
	神奈川ストックヤード	神奈川区新浦島町 2 丁目 4 番地の 2		
	戸塚ストックヤード	戸塚区名瀬町 443 番地の 1		
	神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949 番地の 1		
	南本牧第 5 ブロック廃棄物最終処分場	中区南本牧 3 番の 1 及び 4 番の 1 地先	埋立て(※11)	
乾電池	神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949 番地の 1	資源化	
プラスチック製容器包装	民間処理施設			
缶・びん・ペットボトル	鶴見資源化センター	鶴見区末広町 1 丁目 15 番地の 1		
	金沢資源選別センター	金沢区幸浦二丁目 7 番地の 1		
	緑資源選別センター	緑区上山一丁目 3 番 1 号		
	戸塚資源選別センター	戸塚区上矢部町 1,921 番地の 12		
小さな金属類	鶴見ストックヤード	鶴見区末広町 1 丁目 15 番地の 1		
	金沢ストックヤード	金沢区幸浦二丁目 7 番地の 1		
	緑資源選別センター	緑区上山一丁目 3 番 1 号		
	戸塚資源選別センター	戸塚区上矢部町 1,921 番地の 12		
	神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949 番地の 1		
資源化可能な粗大ごみ	再使用可能な家具類	栄リユース品ヤード	栄区上郷町 1,570 番地の 1	再使用
		神明台リユース品ヤード	泉区池の谷 3,949 番地の 1	
	金属製品	栄粗大金属ヤード	栄区上郷町 1,570 番地の 1	資源化
		神明台粗大金属ヤード	泉区池の谷 3,949 番地の 1	
	羽毛布団	鶴見ストックヤード	鶴見区末広町 1 丁目 15 番地の 1	

		旭ストックヤード	旭区白根二丁目8番1号	
		都筑ストックヤード	都筑区平台27番1号	
プラスチック資源	民間処理施設			
古紙		鶴見ストックヤード	鶴見区末広町1丁目15番地の1	
		都筑ストックヤード	都筑区平台27番1号	
		神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949 番地の1	
		栄ストックヤード	栄区上郷町 1,570 番地の1	
		民間処理施設		
古布		鶴見ストックヤード	鶴見区末広町1丁目15番地の1	資源化・再使用
		都筑ストックヤード	都筑区平台27番1号	
		神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949 番地の1	
		栄ストックヤード	栄区上郷町 1,570 番地の1	
小型家電		神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949 番地の1	資源化
水銀式の体温計・血圧計・温度計		神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949 番地の1	資源化

※11 燃えないごみのうち、上記施設に搬入しないものに限る。

(イ) 資源集団回収

品目	搬入先	処理方法
古紙類(新聞、雑誌・その他の紙、段ボール、紙パック)、布類、金属類(アルミ缶・スチール缶(食料用・飲料用))、びん類	民間処理施設	資源化・再使用

イ 事業系ごみ

以下の区分に従い、処分を行うものとする。なお、排出事業者が処分を他人に委託する場合は、法第6条の2第6項に従い、一般廃棄物処分業許可業者又は専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者(以下「処分業許可業者等」という。)に委託しなければならない。

区分	搬入先		処理方法
	施設名	所在地	
古紙	資源化を行う処分業許可業者等の施設		資源化
木くず、生ごみ			
可燃性の廃棄物(別表に記載された廃棄物を除く。資源化に適さない可能性のある古紙、資源化しない木くず及び生ごみを含む。)	鶴見工場(破砕物は鶴見資源化センター)	鶴見区末広町1丁目15番地の1	焼却
	旭工場	旭区白根二丁目8番1号	
	金沢工場	金沢区幸浦二丁目7番地の1	
	都筑工場	都筑区平台27番1号	
不燃性の廃棄物(別表に記載された廃棄物を除く。)	南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場	中区南本牧3番の1及び4番の1地先	埋立て

ウ 一時多量ごみ

区分	搬入先		処理方法
	施設名	所在地	
専ら物(※12)	専ら物の処分を業として行う者の施設		資源化
可燃性の廃棄物(別表に記載された廃棄物を除く。資源化に適さない可能性のある古紙を含む。)	鶴見工場(破砕物は鶴見資源化センター)	鶴見区末広町1丁目15番地の1	焼却
	旭工場	旭区白根二丁目8番1号	
	金沢工場	金沢区幸浦二丁目7番地の1	
	都筑工場	都筑区平台27番1号	

不燃性の廃棄物（ただし、本表の神明台ストックヤードに持ち込むもの及び別表に記載された廃棄物を除く。）	南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場	中区南本牧3番の1及び4番の1地先	埋立て
蛍光灯及び電球、スプレー缶、乾電池、プラスチック製容器包装、ペットボトル、小さな金属類、プラスチック資源（※13）、	神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949 番地の1	資源化
粗大ごみの規格（※14）に該当するもの	3(4)エに定める搬入先		焼却、埋立て及び資源化

※12 法第7条第1項ただし書きに規定する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物

※13 3(4)イ(7) a (a) 2～7項及び9項参照

※14 3(4)イ(7) a (a) 8項参照

#### エ し尿及び浄化槽等汚泥

区分	搬入先		処理方法
	施設名	所在地	
し尿	礪子検認所	礪子区新礪子町38番地	下水道施設による処理
浄化槽等汚泥			

#### オ その他

区分	搬入先（中継施設は除く。）		処理方法	
	施設名	所在地		
動物の死体 （遺棄動物の死体に限る。）	鶴見工場	鶴見区末広町1丁目15番地の1	焼却	
	旭工場	旭区白根二丁目8番1号		
	金沢工場	金沢区幸浦二丁目7番地の1		
	都筑工場	都筑区平台27番1号		
不法投棄、いわゆる「ごみ屋敷」対策条例に規定された一般廃棄物、地域清掃、その他	缶・びん・ペットボトル	鶴見資源化センター	鶴見区末広町1丁目15番地の1	資源化
		金沢資源選別センター	金沢区幸浦二丁目7番地の1	
		緑資源選別センター	緑区上山一丁目3番1号	
		戸塚資源選別センター	戸塚区上矢部町1,921番地の12	
	小さな金属類（※15）	鶴見ストックヤード	鶴見区末広町1丁目15番地の1	
		金沢ストックヤード	金沢区幸浦二丁目7番地の1	
		緑資源選別センター	緑区上山一丁目3番1号	
		戸塚資源選別センター	戸塚区上矢部町1,921番地の12	
		神明台ストックヤード	泉区池の谷 3,949 番地の1	
	粗大ごみの規格（※14）に該当する金属製品	栄粗大金属ヤード	栄区上郷町 1,570 番地の1	
神明台粗大金属ヤード		泉区池の谷 3,949 番地の1		
可燃性の廃棄物	鶴見工場（破砕物は鶴見資源化センター）	鶴見区末広町1丁目15番地の1	焼却	
	旭工場	旭区白根二丁目8番1号		
	金沢工場	金沢区幸浦二丁目7番地の1		
	都筑工場	都筑区平台27番1号		
不燃性の廃棄物	南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場	中区南本牧3番の1及び4番の1地先	埋立て	

※15 3(4)イ(7) a (a) 7項参照

別表

区分	品目
可燃性の廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定家庭用機器廃棄物</li> <li>・ 焼却不適物（液体、大量の粉末、直径 20 センチメートル以上又は長さ 50 センチメートル以上のもの（破砕機を使用する場合は長さ 300 センチメートル以上のもの。）、焼却設備に損傷を与えるおそれがあるもの、感染性廃棄物、毒物・劇物（毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 300 号）第 2 条に規定するもの。）又は動物の死体（駆除又は遺棄動物の死体を除く。）、その他処理に著しい支障を及ぼすもの。）</li> </ul>
不燃性の廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ PCB が付着又は混入しているもの</li> <li>・ 油分が付着又は混入しているもの</li> <li>・ 水中に投じて油膜が生じるもの</li> <li>・ 水中に投じて浮遊するもの</li> <li>・ 毒物・劇物</li> <li>・ 著しい発色性、発泡性、飛散性、発火性又は臭気を有するもの</li> <li>・ 中空であるもの</li> <li>・ 概ね 30 センチメートルを超えるもの</li> </ul>